

後期高齢者医療保険料のお知らせ

問合せ先／住民課（979・8111）

▼「保険料が改定されました」

保険料率は、医療費や現役世代とのバランスなどを考慮し、2年に1度改定します。
8月中に保険料額および納付方法を通知します。

▼「均等割額の軽減」

所得の低い人や健康保険の被扶養者で左の表の区分に該当する場合は、保険料が軽減されます。世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額の合計額が該当する場合は軽減措置の対象となります。所得の申告をし

保険料の算定（平成28年度・平成29年度）

1人あたりの年間保険料額：限度額 57万円

① 均等割額（加入者全員が負担）	→ 39,500円
② 所得割額（所得に応じて負担）	→ $\left(\frac{\text{前年の総所得金額} - 33\text{万円 (基礎控除)}}{\text{前年の総所得金額}} \right) \times 7.85\%$

※所得割額は、前年中の所得金額を基に算出します。
※年度途中で加入、喪失した場合は、月割で算出します。
※年間保険料額は、①と②の合計額です（限度額 57万円）

均等割の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得合計額	均等割額軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割
33万円以下	8.5割
33万円+（26.5万円×世帯の被保険者数）以下	5割
33万円+（48万円×世帯の被保険者数）以下	2割

▼「所得割額の軽減」

基準所得金額（被保険者本人の所得から33万円を引いたもの）が58万円以下の場合、所得割額が5割軽減されます。（収入が年金のみの場合、153万円以上211万円以下の人が該当します）

国民健康保険税のお知らせ

平成28年度から国民健康保険税が改定されました。保険税額は7月中に届く国民健康保険税決定通知書でご確認ください。新しい税率は下の表でご確認ください。
※課税限度額の改正は、地方税法の改正に伴うものです。

国民健康保険税の税率

区分（対象者）	医療給付費分（0歳～74歳）		後期高齢者支援分（0歳～74歳）		介護納付金分（40歳～65歳）	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額（所得に応じて）	6.00%	6.00%	1.50%	2.40%	1.50%	2.00%
資産割額（固定資産税に応じて）	28.00%	25.00%				
均等割額（被保険者1人あたり）	13,000円	13,000円	10,000円	14,000円	12,500円	17,000円
平等割額（加入世帯1人あたり）	24,000円	25,000円				
課税限度額	51万円	52万円	16万円	17万円	14万円	16万円

70歳～75歳の人へ

国民健康保険高齢受給者証

受給者証が変わります

8月1日から「うぐいす色」

新しい受給者証が届いたら、住所・名前や医療費の「一部負担金の割合（1割、2割、3割）」などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、平成27年中の所得によって決まります。

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も受給者証同様、8月からは使用できなくなります。減額認定証の交付を希望される人で、まだ申請が済んでいない人は住民課で申請を行ってください。
※8月になっても新しい受給者証が届かない場合は、お問い合わせください。



新しい保険証は「うぐいす色」です

※他の市区町村が発行する受給者証をお持ちの人は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示のある市区町村にお問い合わせください。

問合せ先／住民課（979-8111）

後期高齢者医療被保険者証

被保険者証が変わります

8月1日から「オレンジ色」

新しい受給者証が届いたら、住所・名前や医療費の「一部負担金の割合（1割または3割）」などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、平成27年中の所得によって決まります。

後期高齢者医療制度の限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）も、8月からは使用できなくなります。「世帯全員が住民税非課税（低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ）」の被保険者で現在、減額認定証をお持ちの人は、自動更新するため減額認定証の交付の手続きは必要ありません。
※8月になっても新しい受給者証が届かない場合は、お問い合わせください。



新しい保険証は「オレンジ色」です

※県外の広域連合が発行する保険証をお持ちの人は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示のある市区町村にお問い合わせください。

問合せ先／住民課（979-8111）

有効期限が過ぎた受給者証・被保険者証・減額認定証は使用できません。ご自分で処分する場合は、はさみで細かく切るなどして処分してください。また、住民課に返却することもできます。（個人情報漏れのないようご注意ください）